

**広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務  
委託業者選定公募型プロポーザル説明書**

**1 公募型プロポーザルの目的**

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務に関し、観光振興部会に関する業務、ワーキンググループに関する業務及び観光プログラムの実施を行う。業務の実施に当たり、まちづくりや観光・旅行関連の業務等に関する専門的な知見・企画力、関係者との調整能力及び事業遂行能力を有する事業者が業務を委託することが効果的であることから、業務の委託に当たって、あらかじめ事業者を特定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

**2 委託業務内容**

(1) 業務名

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(3) 業務内容

別紙の「広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務基本仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

19,675,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内

(5) 契約担当課

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

TEL 082-504-2243 FAX 082-504-2253

E-mail kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp

**3 参加資格**

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2年・3年・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02 調査・研究」、「30-03 計画策定」、「30-04 広報・宣伝」のいずれかに登録されているものであること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(8) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

#### 4 公募型プロポーザル参加申込み

(1) 申込期間

公示日から令和3年5月26日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和3年5月31日（月）までに参加資格確認結果を通知する。

#### 5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和3年5月26日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記2(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記2(5)において、令和3年6月9日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、6月9日(水)は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

#### 6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。（ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）

企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

ア 事業推進の内容

① 業務を行うに当たっての基本方針

② 業務体制

業務全体の管理責任者を明確にするとともに、業務毎の責任者、スタッフを記した体制図を作成すること。なお、全体の管理責任者、業務毎の責任者については、役職、職歴等を記載した資料を作成すること。

③ 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること（複

数記載可)。

④ 業務スケジュール

イ 企画・提案

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務基本仕様書の「4 業務内容」に記載されている項目に関し企画・提案を記載すること。

(ア) 部会運営

部会の進め方(事業構想作成に向けての議事内容や検討テーマ等)と開催スケジュールを提案すること。

(イ) 部会に関する企画・提案

本業務の目的を踏まえ、当部会の目指すべき方向性と、その実現に向けた短期(1~3年)・中期(4~6年)・長期(7~10年)ごとの取組を示した事業構想を提案すること。

(ウ) ワーキンググループの運営

ワーキンググループの進め方(ワーキンググループごとの議事内容や検討テーマ等)と開催スケジュールを提案すること。

(エ) ワーキンググループに関する企画・提案

上記(イ)で提案する事業構想に沿った令和4年度の具体的な観光プログラムをテーマ毎に提案すること。観光プログラムは、総事業費を1,000~2,000万円程度とし、地域の観光関係者との連携や、観光資源の掘り起こし、点在する観光資源・観光施設を結び付けた内容を盛り込むこと。

(オ) 観光プログラムの実施に関する企画・提案

令和3年度に実施を予定している観光プログラム(瀬戸内体験ツアー、西国街道の歴史ガイド連携に係る研修会、「酒」や「食」を通じたPRイベント)について、開催内容や実施に向けてのスケジュール等を具体的に提案すること。

(カ) 自由提案

本業務内容に関して、独自提案があれば記載すること。

ウ その他の効果的な取組

本業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法、期待できる効果等について提案すること。

エ 経費の内訳

本業務に係る経費について、内訳とともに記載すること。

(2) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて25頁以内とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさを3つ折にすることとし、A4用紙は両面又は片面いずれも可、A3用紙は片面のみ可とする。なお、A3用紙はA4用紙2枚換算とする。)

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和3年6月9日(水)正午

イ 提出場所 前記2(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

## 7 企画提案書の説明

企画提案書の説明は、令和3年6月14日（月）に開催することを予定しており、時間、実施方法等については、別途通知する。（新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、WEB会議方式等で実施する可能性がある。）

参加者による提案内容の説明は30分、質疑応答は10分として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。

## 8 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 経済観光局観光政策部長

委員 経済観光局観光政策部観光企画担当課長

経済観光局観光政策部観光プロモーション担当課長

経済観光局産業振興部商業振興課長

経済観光局経済企画課長

## (3) 審査基準

企画提案書に記載する内容		配点
1 基本方針、業務体制・類似事例の内容		
基本方針	本業務の目的を理解した提案がなされているか。	5
業務体制 類似事例	本業務を確実に履行できる体制となっているか。	5
	本業務を遂行するための知見、ノウハウを有しているか。	5
	類似の事業の実績、経験はあるか。	5
2 企画提案の内容(仕様書 4 業務内容)		
部会運営	部会の進め方と開催スケジュールは適切なものとなっているか。	10
	事業構想は、実現可能なものであり、かつ、本業務の目的を踏まえた効果的な内容となっているか。	10
ワーキング グループ の運営	ワーキンググループの進め方と開催スケジュールは適切なものとなっているか。	10
	令和4年度の観光プログラムは、実現可能なものであり、かつ、観光資源の掘り起こしや地域の観光関係者との連携を含んだ魅力的な内容となっているか。	10
観光プログラムの実施	瀬戸内体験ツアー	
	ツアーの企画内容は、開催市町それぞれの島嶼部ならではの魅力が詰まったものであり、かつ、購入し易い価格設定となっているか。	5
	プロモーションは、当事業を広く周知でき、誘客が期待できる効果的な内容となっているか。	5
	西国街道の歴史ガイド連携に係る研修会	
	研修会の企画内容は、ガイド同士の相互理解を深め、ガイド力の向上につながるものとなっているか。	5
	研修会の企画内容は、各市町で活動するガイドの学びの場だけでなく交流の場としても有効なものとなっているか。	5
	「酒」や「食」を通じたPRイベント	
	イベントの企画内容は、圏域内の酒と食の認知度向上につながるものとなっているか。	5
	プロモーションは、当事業を広く周知でき、誘客が期待できる効果的な内容となっているか。	5
自由提案	独自のアピールポイントはあるか。	5
経費の内訳	適切な経費となっており、経費圧縮に努めているか。	5
合 計		100

#### (4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、提案者の得点が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、または、「1基本方針、業務体制・類似事例内容」の得点が、本市の求める最低水準（12点）に達していない場合は、候補者としなない。

イ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

### 9 審査結果

#### (1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

#### (2) 審査結果の公表

契約の締結後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

### 10 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上で企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定である。

また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

### 11 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずること

がある。

- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 12 問合せ先

前記2(5)に同じ。